平成２１年（フ）第３０７４号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目７番21号　ドリーム月寒105号
債務者　寺村　武人
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１０２号
札幌市西区発寒12条３丁目９番24号時和荘
債務者　中野　義一
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１２０号
札幌市手稲区星置南３丁目３番47―103号
債務者　伊原　和人
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１３５号
札幌市西区八軒６条西６丁目３番28―404号
債務者　三谷　一恵
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１４４号
北海道江別市大麻園町11番地の32
債務者　伊東　薫
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１６５号
札幌市南区川沿15条２丁目10番71号　サウスシティ152―101号
債務者　田岡　正
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１７２号
札幌市中央区宮の森２条５丁目４番17号　常本マンションD28号
債務者　川越　敏
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２２７号
札幌市南区定山渓温泉西３丁目100番地　ホテル鹿の湯男子C寮
債務者　佐藤　勇樹
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３０号
群馬県高崎市箕郷町上芝470番地７
債務者　西山真由美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１７９号
千葉県山武郡大網白里町ながた野１丁目11番地４　サンヴランシュ301
債務者　小金澤用子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１９５号
千葉県山武郡大網白里町大網326番地10　ハイツシリウス５号
債務者　内山　幸恵
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０４号
千葉県東金市東金421番地　ジプソフィラ東金103
債務者　古川　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０８号
千葉県山武郡横芝光町横芝2041番地１　第６青柳グリーンパレス205
債務者　河上　千里
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１２号
千葉県山武郡九十九里町片貝997番地４
債務者　山本　直美（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４６５号
新潟市中央区南笹口１丁目９番21号　エスカイア笹口102号、前住所新潟市中央区鏡が岡２番25号　木村ハイツ201号
債務者　渡邉もえ子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９５号
三重県松阪市田原町６番地59
債務者　小倉　久子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１０２号
三重県松阪市船江町661番地４
債務者　伊藤　健二
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第９９６号
堺市北区新金岡町１丁７番16―306号
債務者　辻　真寿美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係